

厚生労働省所管会計事務取扱規程の一部を改正する訓令案 新旧対照条文
○ 厚生労働省所管会計事務取扱規程（平成13年厚生労働省訓第23号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案						現 行					
（預託金の担当者等の委任） 第14条 財政融資資金預託金取扱規則（昭和26年大蔵省令第29号）第2条第1項第1号に規定する預託金の担当者及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第2条に規定する国庫内の移換のための国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員は、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この条において同じ。）に係るものにあつては年金局事業企画課長とする。 2 （略）						（預託金の担当者等の委任） 第14条 財政融資資金預託金取扱規則（昭和26年大蔵省令第29号）第2条第1号に規定する預託金の担当者及び歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和30年大蔵省令第14号）第2条に規定する国庫内の移換のための国庫金振替書の発行に関する事務を行う職員は、労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）に係るものにあつては労働基準局長、労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものにあつては職業安定局長、年金特別会計の健康勘定及び業務勘定（特別保健福祉事業に係る部分に限る。）に係るものにあつては保険局長、年金特別会計（健康勘定及び業務勘定のうち特別保健福祉事業に係る部分を除く。以下この条において同じ。）に係るものにあつては年金局事業企画課長とする。 2 （略）					
別表第2（第4条関係）						別表第2（第4条関係）					
部局	支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	分任支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官代理	委任事務の範囲	部局	支出負担行為担当官	支出負担行為担当官代理	分任支出負担行為担当官	分任支出負担行為担当官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長	（略）		一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立ハンセン病療養所に必要な物品の中央調達等に係る経費の支出負担行為に関する事務	本省	大臣官房会計課長	官房長	（略）		一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、国立ハンセン病療養所に必要な物品の中央調達等に係る経費の支出負担行為に関する事務
			医政局医療機構運営支援課長						医政局医療経営支援課長		
			（略）						（略）		
	（削る）					会計管理官	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、大臣官房会計課関係の委託費、補助金、負担金、交付金、補給金、特別支出金、貸付金、貸与金及び出資金（以下「委託費等」という。）の支出負担行為に関する事務	

		大臣官房地方課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、都道府県労働局における国有資産所在市町村交付金の支出負担行為に関する事務	
		大臣官房国際課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、大臣官房国際課関係の委託費、補助金、負担金、交付金、補給金、特別支出金、貸付金、貸与金及び出資金（以下「委託費等」という。）の支出負担行為に関する事務	
		(略)					
		(削る)					
		医政局長	医政局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医政局関係の委託費等（医薬産業振興企画課及び研究開発政策課に係るものを除く。）の支出負担行為に関する事務	
		医薬産業振興審議官	医政局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び	

		大臣官房地方課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為、東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに労働保険特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、都道府県労働局における国有資産所在市町村交付金の支出負担行為に関する事務	
		大臣官房国際課長	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、大臣官房国際課関係の委託費等の支出負担行為に関する事務	
		(略)					
		大臣官房参事官（情報化担当）	官房長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、大臣官房情報化担当参事官室関係の委託費等の支出負担行為に関する事務	
		医政局長	医政局総務課長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、医政局関係の委託費等（医薬産業振興・医療情報企画課、研究開発政策課及び医療情報担当参事官室に係るものを除く。）の支出負担行為に関する事務	
		医薬産業振興・医療情報審議官	医政局長			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び	

					国庫債務負担行為のうち、医政局 <u>医薬産業振興企画課</u> 及び <u>研究開発政策課</u> 関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
(略)					
労働基準局労働管理課長	労働基準局労働管理課長補佐で総務を担当するもの				労働保険特別会計労災勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）</u> の支出負担行為に関する事務
(略)					
職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務を担当するもの				労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>本省内部部局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）</u> の支出負担行為に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地におけるもの及び当該土地の除染業務に要する経費の支出負担行為に関する事務
(略)					
政策統括官（ <u>総合政策、労使関係担当</u> ）	参事官（総合政策統括担当）				一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>政策統括官（総合政策、労使関係担当）</u> 関係の委託費等の支

					国庫債務負担行為のうち、医政局 <u>医薬産業振興・医療情報企画課</u> 、 <u>研究開発政策課</u> 及び <u>医療情報担当参事官</u> 関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
(略)					
労働基準局労働管理課長	労働基準局労働管理課長補佐で総務を担当するもの				労働保険特別会計労災勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>本省内部部局及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）</u> の支出負担行為に関する事務
(略)					
職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務を担当するもの				労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び国庫債務負担行為並びに子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>本省内部部局及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）</u> の支出負担行為に関する事務並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地におけるもの及び当該土地の除染業務に要する経費の支出負担行為に関する事務
(略)					
政策統括官（ <u>総合政策担当</u> ）	参事官（総合政策統括担当）				一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、 <u>政策統括官（総合政策担当）</u> 関係の委託費等の支出負担行為

					出負担行為に関する事務
	政策統括官（ <u>情報政策担当</u> ）	参事官（ <u>情報政策総括担当</u> ）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、政策統括官（情報政策担当）関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
（略）					

					に関する事務
	政策統括官（ <u>統計・情報システム管理、労使関係担当</u> ）	参事官（ <u>企画調整担当</u> ）			一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）関係の委託費等の支出負担行為に関する事務
（略）					

別表第3（第5条関係）

部局	支出負担行為認証官	支出負担行為認証官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金、負担金、 <u>交付金</u> 、 <u>補給金</u> 、特別支出金、貸付金、出資金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条に掲げる給付金及び別に定める委託費（次の各号に掲げる経費（他の支出負担行為認証官にあっては、 <u>第2号から第5号までに掲げるものに限る。</u> ）を除く。以下「補助金等」という。）であつて、他の支出負担行為認証官の所掌に属するものの以外の経費の支出負担行為の認証の事務 二 <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第3条第1項に規定する組合に対する負担金</u> 三 <u>国有資産所在市町村交付金</u> 三 <u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定に基づく交付金</u> 四 <u>年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項の規定に基づき、日本年金機</u>

別表第3（第5条関係）

部局	支出負担行為認証官	支出負担行為認証官代理	委任事務の範囲
本省	大臣官房会計課長	官房長	一般会計歳出予算及び国庫債務負担行為並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算及び国庫債務負担行為のうち、補助金、負担金、 <u>交付金（国有資産所在市町村交付金、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定に基づく交付金、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第26条第2項の規定に基づき、日本年金機構に交付する交付金及び国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第39条第1項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構に交付する交付金を除く。）</u> 、 <u>補給金</u> 、特別支出金、貸付金、出資金、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第2条に掲げる給付金及び別に定める委託費（以下「補助金等」という。）であつて、他の支出負担行為認証官の所掌に属するものの以外の経費の支出負担行為の認証の事務 （新設） （新設） （新設） （新設）

			構に交付する交付金 <u>五 国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）第39条第1項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構に交付する交付金</u>
	(略)		
(略)			

別表第4（第6条関係）

部局	官署支出官	官署支出官代理	委任事務の範囲
本省	(略)		
	労働基準局長	労働基準局総務課長	労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）歳出予算のうち、厚生労働本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定の事務
	職業安定局長	職業安定局総務課長	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算のうち、 <u>厚生労働本省内部部局における経費及び都道府県労働局における経費</u> （国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に係る予決令第40条第1項第1号に規定する歳出金の支出に関する事務であって、支出の決定に関する事務及び当該歳出金の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
	(略)		
(略)			

別表第6（第8条関係）

部局	契約担当官	契約担当官代理	分任契約担当官	分任契約担当官代理	委任事務の範囲

			(新設)
	(略)		
(略)			

別表第4（第6条関係）

部局	官署支出官	官署支出官代理	委任事務の範囲
本省	(略)		
	労働基準局長	労働基準局総務課長	労働保険特別会計（雇用勘定を除く。）歳出予算のうち、厚生労働本省内部部局 <u>及び</u> 都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定の事務
	職業安定局長	職業安定局総務課長	労働保険特別会計雇用勘定歳出予算及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定歳出予算のうち、 <u>厚生労働本省内部部局及び</u> 都道府県労働局における経費（国有資産所在市町村交付金に限る。）の支出の決定並びに東日本大震災復興特別会計歳出予算のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び職業安定局雇用保険課が管理する土地上におけるもの及び当該土地の除染業務に係る予決令第40条第1項第1号に規定する歳出金の支出に関する事務であって、支出の決定に関する事務及び当該歳出金の金額に戻入する返納金に係る債権の管理に関する事務
	(略)		
(略)			

別表第6（第8条関係）

部局	契約担当官	契約担当官代理	分任契約担当官	分任契約担当官代理	委任事務の範囲

本省	大臣官房会計課長	官房長	(略)		
			職業安定局 労働市場情報システム課長	職業安定局 労働市場情報システム課長補佐で庶務を担当するもの	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、 <u>職業安定局労働市場情報システム課</u> における契約に関する事務
	(略)				
	職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務を担当するもの	(略)		
			職業安定局 労働市場情報システム課長	職業安定局 労働市場情報システム課長補佐で庶務を担当するもの	労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、 <u>職業安定局労働市場情報システム課</u> における契約に関する事務
(略)					
(略)					
国立医薬品食品衛生研究所	所長	総務部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、 <u>国立医薬品食品衛生研究所</u> における契約に関する事務
(略)					

本省	大臣官房会計課長	官房長	(略)		
			職業安定局 労働市場センター業務室長	職業安定局 労働市場センター業務室長補佐で庶務を担当するもの	一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、 <u>職業安定局労働市場センター業務室</u> における契約に関する事務
	(略)				
	職業安定局雇用保険課長	職業安定局雇用保険課長補佐で庶務を担当するもの	(略)		
			職業安定局 労働市場センター業務室長	職業安定局 労働市場センター業務室長補佐で庶務を担当するもの	労働保険特別会計雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計育児休業等給付勘定に係るものであって、 <u>職業安定局労働市場センター業務室</u> における契約に関する事務
(略)					
(略)					
国立医薬品食品衛生研究所	所長	総務部長			一般会計及び東日本大震災復興特別会計に係るものであって、 <u>国立医薬品食品衛生研究所</u> における契約に関する事務
(略)					